

# 福岡県公報

平成二十三年七月一日  
第三千二百七十四号  
増刊 ①

## 目次

告示 (第千四百四十二号)

○福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示 (林業振興課) …………… 一

## 告示

福岡県告示第千四百四十二号

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年七月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示

福岡県造林事業補助金交付規程(昭和五十四年十一月福岡県告示第千六百七十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「別表三」を「別表四」に改める。

別表一から別表三までを次のように改める。

別表1 育成林整備事業

事業の区分	事業主体	事業の規模	補助金の額	事業の実施要件		
育成単層林整備 育成複層林整備 流域育成林整備事業	地方公共団体、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であつて、地方公共団体がその社員であるか、又はその基本財産の全部若しくは一部を拠出してゐるものに限る。以下同じ。）、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等（森林法第10条の11の8第2項に規定する施設実施協定の認可を受けた者に限る。）、森林法施行令第11条第8号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。）、森林施設計画（森林法第11条に規定する森林施設計画をいう。以下同じ。）の認定を受けた者、市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者及び森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に規定する特定間伐等促進計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）に基づき間伐等を実施する者（5戸以上の森林所有者から間伐等を受託、又は10ヘクタール以上の間伐等を受託して実施する者に限る。）とする。	1 施行地につき、0.1ヘクタール以上 1 施行地につき、0.1ヘクタール以上 1 施行地につき、0.1ヘクタール以上 1 事業主体につき、40ヘクタール以上（ただし、生産森林組合が事業主体の場合には30ヘクタール以上、森林施設計画の認定を受けた者、市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者及び森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等が事業主体の場合には0.5ヘクタール（特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する場合は0.1ヘクタール）以上、特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する者が事業主体の場合には0.1ヘクタール以上）	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント	市町村森林整備事業計画に基づき行う事業とする。		
					整理伐	
					単層林改良	
					人工造林	
					保育 植栽型	下刈
						雪起こし
					天然更新型 特定高齢被間伐	下刈
						雪起こし
					整理伐 人工林整理伐	抜き伐り
						枝払い
					樹下植栽等	
					複層林改良	
					保育 植栽型	下刈
						雪起こし
					天然更新型 間伐	倒木起こし
除伐						
天然更新型 間伐	下刈					
	雪起こし					
天然更新型 間伐	除伐					
	間伐					
育成複層林作業道						

機能増進保育	抜き伐り等	1 施行地につき、0.1ヘクタール以上 1 事業主体につき、4.0ヘクタール以上（ただし、生産森林組合が事業主体の場合には3.0ヘクタール以上、森林施業計画の認定を受けた者、市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者及び森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等が事業主体の場合には0.5ヘクタール（特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する場合は0.1ヘクタール）以上、特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する者が事業主体の場合には0.1ヘクタール以上）
機能増進保育作業道		
団地間伐	間伐	
	枝打ち	
	林床保全整備	
	団地間伐作業道	
誘導伐	抜き切り	
	枝払い	
樹下植栽等		
長期育成循環改良		
長期育成循環整備		
保育	下刈	
	雪起こし	
	倒木起こし	
	除伐	
	間伐	
	天然更新型	
	下刈	
	雪起こし	
	除伐	
	間伐	
長期育成循環作業道		
林内作業場等		
林床保全整備		
鳥獣害防止施設等	鳥獣害防止施設等	
付帯施設等整備	標識類等	
	整備	
	荒廃竹林整備	

(備考) この表で使用する用語の意義は、森林環境保全整備事業実施要綱の一部改正について（平成23年3月31日22林整整第855号農林水産事務次官依命通知）による改正前の森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日13林整整第882号農林水産事務次官依命通知）及び森林環境保全整備事業実施要綱の一部改正について（平成23年3月31日22林整整第856号林野庁長官通知）による改正前の森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日13林整整第885号林野庁長官通知）で使用する用語の例による。

別表2 森林環境保全直接支援事業

事業の区分	事業主体	事業の規模	補助金の額	事業の実施要件
人工造林 樹下植栽等 (ア)・(イ)	市町村、森林所有者、森林組合等(森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下同じ。)、森林整備法人等(森林整備法人及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律2条第1号に規定する法人をいう。以下同じ。)、特定非営利活動法人等(森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。)、森林所有者の団体、森林施設等の認定を受けた者及び特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者(間伐及び更新伐については、森林施設計画の認定を受けた者又は特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者が当該各計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者)が当該各計画に基づき、集約化実施計画(多様な森林整備促進のための集約化の促進について(平成19年3月30日18林整第1250号林野庁長官通知)に定める集約化実施計画をいう。以下同じ。)の対象森林又は民有林と協調した森林整備等を推進するための地方公共団体等との協定の締結要領(平成15年4月22日14林国経第35号林野庁長官通達)に基づき締結された森林施設の一体化を図る団地(以下「森林共同施設団地」という。)の設定に係る協定の対象となっている民有林(以下「森林共同施設団地対象民有林」という。)で実施する場合に限る。)とする。	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上(付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。)これに加えて、間伐、更新伐については、それぞれ、第3条に定める補助金の交付申請ごとに、1 集約化実施計画当たりの施行地の面積の合計が5ヘクタール以上(森林共同施設団地対象民有林で実施される場合にあつては、1 森林共同施設団地当たりの施行地の面積が2.5ヘクタール以上、かつ、当該交付申請に係る間伐又は更新伐の施行地の面積とこれらと一体的に実施されたと認められる国有林の間伐又は更新伐に相当する施行地の面積の合計が5ヘクタール以上)であり、かつ、伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ヘクタール当たり10立方メートル以上	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント	森林環境保全整備事業計画に基づき行う事業とする。
下刈り				
雪起こし				
倒木起こし				
枝打ち (ア)・(イ)・(ウ)				
除伐等				
間伐				
更新伐				
付帯施設等整備				
鳥獣害防止施設等整備				
林内作業場及び林内かん水施設整備				
林床保全整備				
荒廃竹林整備				
森林作業道整備				

(備考) この表で使用する用語の意義は、森林環境保全整備事業実施要綱及び森林環境保全整備事業実施要領で使用する用語の例による。

別表3 環境林整備事業

事業の区分	事業主体	事業の規模	補助金の額	事業の実施要件
広葉樹林化等整備 人工造林 樹下植栽等 (ア)・(イ) 下刈り 雪起こし 倒木起こし 枝打ち a・b 除伐等 更新伐 付帯施設等整備 鳥獣害防止施設等整備 林内作業場及び 林内かん水施設整備 林床保全整備 荒廃竹林整備 森林作業道整備	市町村、森林組合等、森林整備法人等及び特定非営利活動法人等（ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、市町村にあっては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあっては地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）とする。	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。）	当該事業に要した経費に ついて、知事が査定した額の40パーセント	森林環境保全整備事業計画に基づき行う事業とする。
被害森林整備 人工造林 樹下植栽等 (ア)・(イ) 下刈り 雪起こし 倒木起こし 枝打ち b 除伐等 更新伐 付帯施設等整備 鳥獣害防止施設等整備 荒廃竹林整備 森林作業道整備 保全松林健全化整備	市町村、森林組合等、森林整備法人等及び特定非営利活動法人等（ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、市町村にあっては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあっては地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）とする。	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。）	当該事業に要した標準経費の70パーセント	松くい虫被害対策事業実施要領（平成9年4月1日9林野造第82号林野庁長官通知）に基づき公益的機能の高い健全な松林の整備を行う事業とする。

保全松林緊急保護整備	衛生伐			松くい虫被害対策事業実施要領に基づき樹種転換を行う事業とする。
	松林保護樹林帯造成			
	人工造林			
	樹下植栽等 (ア)・(イ)			
	下刈り			
	雪起こし			
	倒木起こし			
	除伐等			
	衛生伐			
	更新伐			
	付帯施設等整備			
	鳥獣害防止施設等整備			
	荒廃竹林整備			
森林作業道整備				

(備考) この表で使用する用語の意義は、森林環境保全整備事業実施要領及び森林環境保全整備事業実施要領で使用する用語の例による。

別表に、次の一表を加える。

別表4 長期作業道及び作業道等

事業の区分	事業主体	事業の規模	補助金の額	事業の実施要件
長期間継続使用作業道 育成単層林作業道 育成複層林作業道 機能増進保育作業道 団地間伐作業道 長期育成循環作業道	該当する事業を実施するものとする。	下列を除く造林予定面積が概ね3ヘクタール以上	当該事業に係る補助率とする。	当該補助対象造林事業の実施面積1ヘクタール当たりの延長は、概ね300メートルを限度とする。 また、各事業計画期間内での造林計画の達成が確実であること。
上記以外の作業道等	該当する事業を実施するもの。 ただし、森林所有者にあつては、車道幅員1.8メートル未満の作業道等に係る事業を実施する場合のみ事業主体となるものとする。	下列を除く造林予定面積が概ね3ヘクタール以上 ただし、車道幅員1.8メートル未満のものについては、当該面積が採択規模以上		造林計画の期間は3年以内とし、当該補助対象造林事業の実施面積1ヘクタール当たりの延長は、車道幅員1.8メートル以上については概ね300メートル、車道幅員1.8メートル未満については概ね500メートルを限度とする。 また、各事業計画期間内での造林計画の達成が確実であること。



## 附則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県造林事業補助金交付規程の規定は、平成二十三年度分の補助金から適用する。